

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 7 4 号	
件 名	財 産（土 地）借 用 許 可 の 手 続 等 に つ い て	
要 旨	<p>2020年6月20日から8月31日まで、産業振興センターにて、木下大サーカスの大規模イベントが特設屋外会場で開催予定でしたが、5月22日に主催者側より、ようやく中止決定が発表されました。</p> <p>陳情者は、祭り、マラソン、野球、スキー大会等が中止なのに、なぜサーカスは中止にならないのか、ウイルス感染が心配だから会場を貸さないでほしい、大規模イベントではないのかと質問しましたが、観光政策課は、5月18日現在、借用許可契約はしていないと繰り返すばかりです。契約をしていないのに、ポスター、チケット等に産業振興センターの名前が掲載されていました（会場用地）。おかしいと言っても、主催者が勝手に販促している、関係ない、警告も注意もする必要ないという返事でした。文化庁、厚生労働省、県にも相談したら、ガイドラインを確認してほしいと言われ、所管課にも伝えました。市長に手紙を出したら、返事は、「開催中止決定は、主催者が判断すること」という手紙をもらいました。契約もしていないのに、市有地なのに、なぜ主催者が判断すべきものなのか。おかしいです。ウイルスによる自粛で、所管課が判断すべきものなのではないでしょうか。</p> <p>5月22日現在、日本海夕日キャンペーンのコンサートを開催する予定です。生命と経済の見極めは困難ですが、善悪の判断は、所管課がすべきものです。借用許可の適切かつ円滑な運用に資するために、規則の見直しや説明責任が必要です。現状を把握できていないのみならず、極めて不適切です。職務に対する責任、義務、誇りは、どこにも見当たらない、何もありません。公務員は、一部の主催者の奉仕者ではなく、全体の奉仕者という倫理があります。</p> <p>よって、下記のとおり陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>	
付 託 年 月 日 委 員 会	令 和 2 年 6 月 11 日	第 1 項 } 第 2 項 } 文 教 経 済 常 任 委 員 会
受 理	令 和 2 年 5 月 28 日 第 84 号	

陳情第74号

	<p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 財産（土地）の借用、使用は、主催者が判断することというのを取り消すこと。2 財産の借用許可は所管課が決めること。
--	--